

柏原市立歴史資料館空調設備及び照明設備賃貸借
仕様書

1. 目的

柏原市立歴史資料館の室内環境及びエネルギー効率向上を目的として、空調設備及び照明設備等を改修する。

2. 対象施設

名称：柏原市立歴史資料館

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階建

延床面積：1490.104 m²

改修対象：空調・照明・外皮改修

設備概要：[空調]空冷パッケージによる単一ダクト方式

ビル用マルチエアコンによる直膨方式

設備用エアコン(恒温恒湿用)

(冷房能力、暖房能力、ヒーター暖房、予備ヒーター、超音波加湿器等既存同等とする。自動制御も既存同等での更新とする。)

：[受電]キュービクル式(屋上) 3相3線 6.6kV 60Hz

変圧器容量 動力 3相3線 200V 200kVA+非常用 25kVA

電灯 単相3線 100V 75kVA

3. 一般共通事項

- (1) 事業の着手に際し、アスベスト調査を含む事業計画書を作成すること。事業計画書には、全体工程及び施工エリア、機器設置場所、施工方法を明記した図面を添付すること。
- (2) 本事業に関する工事は、下記に準拠すること。
 - ・本仕様書
 - ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編)最新版
 - ・関係諸法規
- (3) 本事業に必要な官公署等に対する一切の手続及び費用は受注者の負担とし、速やかに行うこと。
- (4) 施設は年末年始(12月29日から1月3日)以外は午前9時から午後5時まで運営しており本事業に関する工事期間中も原則休止しない。停電を伴う作業を含め、工程は施設担当者と協議の上決定すること。
- (5) 本事業に関する工事が完了した際は、柏原市担当者の行う検査に合格することを要する。

- (6) 本事業に使用する材料、機器類については、事前に柏原市担当者の確認を得ること。
- (7) 本事業に関する工事施工に伴う発生処分材は、受注者の責任において場外適正処分とする。処分に際しては関係法令を遵守すること。
- (8) 本事業に関する工事完了後、引渡し日までは受注者の責任において設備の管理を行うこと。
- (9) 本事業に関する工事用電力及び水は、支給とする。ただし、電動を使用する際は、波及停電しないように対策を講じること。停電作業時の仮設電源設備は柏原市担当者との協議の上決定すること。
- (10) 室内に用いるボード、接着剤、塗料等は、JIS で定める F☆☆☆☆ の製品を用いること。
- (11) 施設関係者および来館者等の安全に十分配慮し施工すること。

4. 特記事項

(1) 建築工事

① 建物外皮の省エネ対策

- ・令和5年度既存建築物省エネ化推進事業補助金等の補助条件に適合すること。
- ・外皮設備の更新にあたり、対象施設全体の断熱性について検討した施工内容とすること。

② 設備工事に伴う内装改修

- ・天井ボード撤去・復旧、同開口部補強、既設開口部閉鎖等 一式
- ・アスベスト含有の恐れのある場合は、必要に応じて適正に処分すること。

③ 窓改修（①に関わらず必須とする）

- ・該当ヶ所への複層ガラス等

(2) 電気設備工事

① 照明器具更新（LED化）

- ・施設照明について、LED照明に更新する。（誘導灯共。一部LED化済みの室は除く。）
- ・更新器具は、原則として既設と同等の照度および機能を有するものとする。

② 受電設備改修

- ・必要に応じて既設受変電設備に空調整備に伴う電気容量増加分の変圧器を設置すること。
- ・キュービクルの改造が必要な場合は、空調設備用開閉器を増設し、更新に伴う電気事業者、電気主任技術者等との協議、諸手続を含む。

③ 配管・配線工事

- ・本事業に伴う配管・配線工事 一式
- ・空調設備用動力盤が必要な場合は設けること。

④ 既設設備撤去

- ・撤去した既存設備についてPCB含有の恐れのある場合は、必要に応じて適正に処分すること。
- ・既設設備で不用となるものは、原則として撤去する。

- ・既設設備で引き続き使用可能なものは流用可。

(3) 機械設備工事

① 1～3階

- ・空調設備の更新にあたり使用する熱源機は電気式とし、省エネ性（COP、CO2 排出量換算値）やサービス性を考慮し選定すること。
- ・既設機器同等の能力を有する機器を選定し、柏原市担当者の確認を受けること。
- ・室外機は既設機器撤去跡に設置し、既設基礎を流用すること。
- ・運転、停止、温度設定のできる集中リモコンを設置する。

② ①に伴う配管・ダクト工事 一式

③ 既設設備撤去（別添機器表参照）

- ・撤去範囲は下記を原則とする。
 - ・本工事に於ける、更新対象機器は撤去を行う。
 - ・ドレン管、冷媒管は可能な限り既設流用する。
 - ・既設設備で不用となるものは、原則として撤去する。

(4) 共通

① 施工に伴う養生、通水・気密・試運転調整、廃材処分 一式

② その他本事業に関する工事に付随するもの 一式

③ 竣工図書作成

- ・工事完了時、以下のものを提出すること。

名称	仕様	提出部数
施工図(製本)	A3 2つ折り	3部
同上	A2 2つ折り	2部
竣工図(データ)	CD-ROM (JWW形式)	2部
機器納入図	A4 ファイル綴じ	1部
機器取扱説明書	日常操作、保守要領、故障時の処理方法等を記載したもの	1部
連絡先リスト	故障時の対応を依頼する連絡先を記載したもの	1部
保証書	A4 ファイル綴じ	1部
試験成績書	A4 ファイル綴じ	1部
各種届出書等	A4 ファイル綴じ	1部

5 添付資料（参考）

- (1) 既設機器リスト（空調・照明）
- (2) 敷地配置図
- (3) 既設(空調・照明)設備レイアウト図
- (4) 直近1年間の光熱水費資料